

霧島市新川防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市新川防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月29日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市新川防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市新川防災センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表中「210円を「250円」に、「160円」を「140円」に、「250円」を「200円」に改め、備考に次のように加える。

- 5 使用者が児童生徒の場合の使用料は、基本使用料に100分の50を乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の霧島市新川防災センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用料について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額等の見直しを行ったことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。